

居宅介護支援サービス利用契約書

様（以下「利用者」という。）と「ケアプランセンターあさま」（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に提供する居宅介護支援サービスについて、次のとおり締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等、便宜の提供を図ります。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。

（利用者代理人）

第3条 利用者は、利用者代理人を定めて本契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者代理人は利用者本人の意思を代理するものとし、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について連帯債務者となるものとし、

3 利用者代理人が交替したときは、本契約を再締結するものとします。

（居宅介護支援の担当者）

第4条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は変更を行った場合は、利用者にその氏名を通知します。

（居宅介護支援サービスの内容）

第5条 事業者は、利用者が居宅サービスを適切に利用することがで

きるように、利用者の心身の状況、置かれている環境ならびに利用者及び家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成など下記のサービスを提供します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (5) 居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催します。
- (6) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第6条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について少なくとも月に1回再評価（モニタリング）を行いその結果を記録し、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、事業者は利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更することとします。

(利用者負担金)

第8条 介護保険制度に基づく居宅介護支援サービスについては、基本的に利用者負担はありません。ただし、保険料の滞納等の場合は、全額自己負担となる場合があります。また利用者の住所地が通常のサービス地域外の場合は、交通費の支払いが必要となる場合があります。

(サービス提供の記録等)

第9条 事業者は、提供した居宅介護支援サービスの内容に関する記録を行うとともに、介護保険関係法令及び長野県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱に従い保管します。

2 利用者又は利用者代理人は、いつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。

3 利用者又は利用者代理人、又は事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面をコピーし、利用者に交付します。

(守秘義務等)

第10条 事業者、介護支援専門員および事業所従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

3 事業者は、本契約の終了に伴い利用者が希望する場合に限り、利用者又は利用者代理人が指定する事業者等への関係記録の複写（引き継ぎ）を行うこととします。

4 事業者が事業者でなくなった後及び従業員が従業員でなくなった後においても、業務上知り得た個人情報は第三者に漏らしません。

(苦情対応)

第11条 利用者又は利用者代理人は、提供した居宅介護支援サービスに苦情がある場合又は居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関して苦情がある場合は、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにする

とともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

- 3 事業者は、利用者又は利用者代理人が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(契約の終了)

第12条 次のいずれかの事由が発生した場合この契約は自動的に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護に入所、及び小規模多機能居宅介護を利用した場合
- (3) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援 1、要支援 2 と認定された場合
- (4) 第2条の規定により契約終了の意思表示がされた場合
- (5) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事業により事業所を閉鎖した場合
- (6) 施設の滅失や重大な毀損により居宅介護支援の提供が不可能になったとき

(利用者の解約権・解除権)

第13条 利用者又は利用者代理人は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 2 利用者又は利用者代理人は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が利用者またはその家族の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の契約解除)

第14条 事業者は、利用者又は利用者代理人が以下の事項に該当する場合には、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより本契約を解除することができます。この場合事業者は、当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項

について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- (2) 利用者またはその家族が、故意又は重大な過失により事業者および介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の目的を達することが困難となった場合

(損害賠償責任)

第15条 事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(善管注意義務)

第16条 事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第17条 利用者又は利用者代理人と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第18条 利用者又は利用者代理人と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和____年____月____日

利用者

住所

氏名

印

利用者代理人

住所

氏名

印

(本人との関係

)

開設者

住 所

代表者名

長野県長野市大字南長野北石堂町 1177-3

社会福祉法人ジェイエー長野会

理事長 上原 孝義

事業者

住 所

名 称

長野県小諸市耳取 948 番地 1

ケアプランセンターあさま

管理者 鈴木 美恵子 印